CFP®・AFP資格更新手続きについて

CFP®・AFP資格は

2年ごとの継続教育単位の取得と更新手続きが必要です

1. ご自身の更新期日（継続教育期間）をご確認ください

ライセンスカード（会員証）、Myページ（会員ホームページ）で確認できます。

MyページURL： https://members.jafp.or.jp/login/

AFP資格更新要件

単位：**15単位**以上
課目：「FP実務と倫理（**1単位**以上）」を含む
3課目以上の履修

CFP®資格更新要件

単位：**30単位**以上
課目：「FP実務と倫理（**2単位**以上）」を含む
3課目以上の履修

※CFP®資格更新は申請により6ヶ月間延長できます。

2. 継続教育期間内に所定の単位を取得してください

＜主な単位取得方法＞

（１）**「継続教育テスト」**の合格（**Myページ**から受験可能）
（２）認定教育機関実施セミナーの受講修了
（３）CFP®資格審査試験の課目合格（合格した課目で7.5単位の付与）　など

3. 取得した単位をMyページから申請してください

（1）、（3）で取得した単位は自動的に付与されるため、手続きは不要です。

4. 申請内容に不備がない場合、更新手続き完了です

※CFP®資格更新は上記のほか、個別手続き、約定書と写真のご提出（web可）が必要です。

＜不備解消期間について＞

更新要件不備等を考慮し、継続教育期間の2ヶ月後までは**「不備解消期間」**が自動適用され、
単位取得・更新手続きが可能です。

例）更新期限が2024年3月31日までの場合
→2024年5月31日までが不備解消期間となります。

注意

更新手続きをされなかった場合は、資格失効となります

AFP資格の再認定方法について

AFP資格を喪失された場合、以下の方法でAFP認定者として復活できます。

一般会員	退会者
①～④いずれかの方法	②～④いずれかの方法

① **継続教育単位取得**
※移行後2年以内が対象
移行1年以内：22.5単位
移行2年以内：30単位

② **AFP登録審査試験合格**

③ **2級FP技能検定合格**
※1級または2級FP技能士取得済の方は学科試験免除申請可

④ **AFP認定研修修了**
※1級または2級FP技能士取得済の方のみ

※年会費未納により退会した場合は再認定できないことがあります
※CFP®資格の復活要件については、別途お問い合わせください。

メールや郵送により、資格更新のご案内をしています

ご案内	方法	内容
継続教育単位取得状況案内	メール	毎月、取得単位をお知らせ 更新月4ヶ月前より更新状況も記載
4ヶ月前未完了通知案内	郵送	単位未達の方へ 「単位取得状況と単位申請書」を送付
2ヶ月前更新案内はがき	郵送	2ヶ月前に更新完了または 更新未完了のはがきを送付
1ヶ月後更新案内はがき （不備解消期間1ヶ月目）	郵送	更新月経過1ヶ月後に 更新未完了のはがきを送付

【イラスト動画で解説】
CFP®・AFP資格更新・再認定

【AFP再認定ルールの概要】

資格更新・再認定のお問い合わせは

0120-874-417
（9：30～17：00 土日・祝日・年末年始除く）